

ネヘミヤ記

第一章一ハカリヤの子ネヘミヤの言詞ノ第二十年ニスレウの月我シユシヤンの都にありける時ニわが兄弟の一人なるハナニ數人の者とともにユダより來りしかば我俘虜人の遺餘なる夫の逃れかへりしユダヤ人の事およびエルサレムの事を問たづねしに三彼ら我に言けるは俘虜人の遺餘なる夫の州内の民は大なる患難に遭ひ凌辱に遭ふ又エルサレムの石垣は打崩され其門は火に焚たりと四我この言を聞坐りて泣き數日の間哀しみ斷食し天の神に祈りて言ふ五天の神エホバ大なる畏るべき神己を愛し己の誠命を守る者にむかひて契約を保ち恩恵を施こしたまふ者よ六ねがはくは耳を傾むけ目を開きて僕の祈禱を聴いれたまへ我いま汝の僕なるイスラエルの子孫のために日夜なんぢの前に祈り我儕イスラエルの子孫が汝にむかひて犯せし罪を懺悔す誠に我も我父の家も罪を犯せり七我らは汝にむかひて大に惡き事を行ひ汝の僕モーセに汝の命じたまひし誠命をも法度をも例規をも守らざりき八請ふ汝の僕モーセに命じたまひし言を憶ひたまへ其言に云く汝ら若罪を犯さば我汝らを國々に散さん九然れども汝らもし我にたちかへり我誠命を守りてこれを行なはば暇令逐れゆきて天の涯に在るとも我そこより汝等をあつめ我の名を住はせんとて撰びし處にきたらしめんと〇そもそも是等の者は汝が大なる能力と強き手をもて贖ひたまひし汝の僕なん

ぢの民なりニ主よ請ふ僕の祈禱および汝の名を畏むことを悦こぶ汝の僕等の祈禱に耳を傾けたまへ願くは今日僕を助けて此人の目の前に憐憫を得させたまへこの時我は王の酒人なりき第二章一茲にアルタシヤスタ王の二十年ニサンの月王の前に酒のいでし時我酒をつぎて王にたてまつれり我は今まで王の前に憂色を帶しこと有ざりきニ王われに言けるは汝は疾病も有ざるに何とて面に憂色を帶るや是他ならず心に憂ふる所あるなりと是において我甚だ大に懼れたりしが三遂に王に奏して曰ふ願くは王長壽かれ我が先祖の墓の地たるその邑は荒蕪その門は火にて焚たれば我いかに顔に憂色を帶ざるを得んやと四王われに向ひて然らば汝何をなさんと願ふやと言ければ我すなはち天の神に祈りて五王に言けるは王もし之を善としたまひ我もし汝の前に恩を得たる者なりせば願くはユダにあるわが先祖の墓の邑に我を遣はして我にこれを建起さしめたまへと六時に后妃も傍に坐しをりしが王われに言けるは汝が往てをる間は何程なるべきや何時頃歸りきたるやと王かく我を遣はすことを善としければ我期を定めて奏せり七而して我また王に言けるは王もし善としたまはば請ふ河外ふの總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをして我をユダまで通さしめたまへ八また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼をして殿に屬する城の門を作り邑の石垣および我が入べき家に用ふる材木を我に授けしめたまへと我神善く我を助けたまひしに因て王これを我に允せり九是に於

て我外ふの總督等に詣りて王の書をこれに付せり王は軍長
 數人に騎兵をそへて我に伴なはせたり。時にホロ二人サンバ
 ラテおよびアンモ二人奴隸トビヤこれを聞きイスラエルの子孫
 の安寧を求むる人來れりとて大に憂ふ。我ついにエルサレム
 に到りて彼處に三日居りける後、夜中に起いでたり數人の者
 われに伴なふ我はわが神がエルサレムのために爲せんとして我
 心に入たまひし所の事を何人にも告しらせず亦我が乗る一匹
 の畜の外には畜を引つれざりき。我すなはち夜中に立いで谷
 の門を通り龍井の對面を経糞門に至りてエルサレムの石垣を閱
 せしにその石垣は頽れをりその門は已に火に焚てありき。四か
 くて又前みて泉の門にゆき王の池にいたりしに我が乗る畜の通
 るべき處なかりき。我亦その夜の中に溪川に沿て進みのぼり
 て石垣を觀めぐり頓て身を反して谷の門より歸りいりぬ。然
 るに牧伯等は我が何處に往しか何を爲しかを知らざりき我また未
 だこれにユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の
 役人にも告しらせざりしが。遂に彼らに言けるは汝らの見る
 ごとく我儕の境遇は悪くエルサレムは荒はてその門は火に焚た
 り來れ我儕エルサレムの石垣を築きあげて再び世の凌辱をう
 くることなからんと。八而して我わが神の善われを助けたまひ
 し事を彼らに告げたま王の我に語りし言詞をも告しらせければ
 去來起て築かんと言ひ皆奮ひてこの美事を爲んとす。九時にホ
 ロ二人サンバラテ、アンモ二人奴隸トビヤおよびアラビヤ人ガ

シムこれを聞て我らを嘲けり我儕を悔りて言ふ汝ら何事をなす
 や王に叛かんとするなるかと。我すなはち答へて彼らに言ふ
 天の神われらをして志を得させたまはん故に其僕たる我儕起
 て築くべし然ど汝らはエルサレムに何の分もなく權理もなく
 記念もなしと

第三章 茲に祭司の長エリアシブその兄弟の祭司等とともに起
 て羊の門を建て之を聖別てその扉を設け尚も之を聖別てハンメ
 アの戌樓に及ぼし又ハナネルの戌樓に及ぼせり。その次にはエ
 リコの人々を築き建て其次にはイムリの子ザツクル築き建たり
 三魚の門はハツセナアの子等これを建構へその扉を設けて之に
 鎖と門を施こせり。四その次にはハツコツの子ウリヤの子メレモ
 タ修繕をなし其次にはメシザベルの子ベレキヤの子メシラム
 修繕をなしその次にはバアナの子ザドク修繕をなし。五その次に
 はテコア人等修繕をなせり但しその貴き族はその主の工事に服
 せざりき。六古門はバセアの子ヨイアダおよびベソテヤの子メシ
 ユラムこれを修繕ひ構へその扉を設けて之に鎖と門を施せり。七
 その次にはギベオン人メラテヤ、メロノテ人ヤドン河外ふの
 總督の管轄に屬するギベオンとミツパの人々等修繕をなせり。八
 その次にはハルハヤの子ウジエルなどの金工修繕をなし。其次に
 は製香者ハナニヤなど修繕をなしエルサレムを堅つて石垣の
 廣き處にまで及べり。九その次にはエルサレムの郡の半の知事ホ
 ルの子レパヤ修繕をなせり。一〇その次にはハルマフの子アダヤ

己の家と相對ふ處を修繕りその次にはハシヤブニヤの子ハツトシ修繕をなせりニハリムの子マルキヤおよびバハテモアブの子ハシユブも一方を修繕ひまた爐戎樓を修繕へりニその次にはエルサレムの郡の半の知事ハロヘシの子シャルムその女子等とともに修繕をなせりニ谷の門はハヌン、ザノアの民と偕に之を修繕ひ之を建なほしてその扉を設け之に鎖と門を施しまた糞の門までの石垣一千キユピトを修繕りニ糞の門はベテハケレムの郡の半の知事レカブの子マルキヤこれを修繕ひ之を建なほしてその扉を設け之に鎖と門を施こせりニ五泉の門はミツパの郡の知事コロホゼの子シャルンこれを修繕ひ之を建なほして覆ひその扉を設け之に鎖と門を施こした王の園の邊なるシラの池に沿る石垣を修繕てダビデの邑より下るところの階級にまで及ぼせりニ六その後にはベテズルの郡の半の知事アズブクの子ネヘミヤ修繕をなしてダビデの墓に對ふ處にまで及ぼし堀池に至り勇士宅に至れりニ七その後にはバニの子レホムなどのレビ人修繕をなし其次にはケイラの郡の半の知事ハシヤビヤその郡の爲に修繕をなせりニ八その後にはケイラの郡の半の知事ヘナダデの子パウイなどいふ其兄弟修繕をなしニ九その次にはエシユアの子ミツパの知事エゼル石垣の彎にある武器庫に上る所に對へる部分を修繕ひニ〇その後にはザバイの子バルク力を竭して石垣の彎より祭司の長エリアシブの家の門までの部分を修繕ひニその次にはハツコツの子ウリヤの子メレモテ、

エリアシブの家の門よりエジアシブの家の極までの部分を修繕ひニその次には窪地の人なる祭司等修繕をなしニ三その次にはベニヤミンおよびハシユブ己の家と相對ふ處を修繕ひ其次にはアナニヤの子マアセヤの子アザリヤ己の家に近き處を修繕ひニ四その次にはヘナダデの子ピンヌイ、アザリヤの家より石垣の彎角までの部分を修繕へりニ五ウザイの子パラルは石垣の彎に對ふ處および王の上の家より聳え出たる戎樓に對ふ處を修繕り是は待衛の廳に近し其次にはパロシの子ペダヤ修繕をなせりニ六時にネテニ人オペルに住をりて東の方水の門に對ふ處および聳え出たる戎樓に對ふ處まで及べりニ七その次にはテコア人及ぼせりニ八馬の門より上は祭司等おのおのその己の家と相對ふ處を修繕りニ九その次にはインメルの子ザドク己の家と相對ふ處を修繕ひ其次にはシカニヤの子シマヤといふ東の門を守る者修繕をなしニ〇その次にはシレミヤの子ハナニヤおよびザラム己の室と相對ふ處を修繕へりニ三その次には金工の一人マルキヤといふ者ハンニフカデの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りネテニ人および商人の家に及ぼせりニ三また隅の昇口と羊の門の間は金工および商人等これを修繕へり第四章一茲にサンバラテわれらが石垣を築くを聞て怒り大に憤はりてユダヤ人を罵れりニ即ち彼その兄弟等およびサマリヤ

の軍兵の前に語りて言ふ此軟弱しきユダヤ人何を爲や自ら強
 くせんとするか獻祭をなさんとするか一日に事を終んとするか
 塵堆の中の石は既に燬たるに之を取出して活さんとするか三
 時にアンモ二人トビヤその傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣
 は狐上るも圯るべしと四我らの神よ聽たまへ我らは侮らる願く
 は彼らの出す凌辱をその身の首に歸し彼らを他國に虜はれし
 め掠られしめたまへ五彼らの愆を蔽ひたまふ勿れ彼らの罪を汝
 の前より消去しめたまはざれ其は彼ら築建者の前にて汝の怒
 を惹おこしたればなり六斯われら石垣を築きけるが石垣はみな
 己に相連なりてその高さの半にまで及べり其は民心をこめて
 操作たればなり七然るにサンバラテ、トビヤ、アラビヤ人アンモ
 二人アシドド人等エルサレムの石垣改修れ其破壊も次第に塞が
 ると聞て大に怒り八皆ともに相結びてエルサレムに攻來らんと
 しその中に擾亂をおこさんとせり九是において我ら神に祈祷を
 なしかれたらぬために日夜守望者を置いて之に備ふ一〇ユダ人は言
 り荷を負ふ者の力衰へしが上に灰土おびたたくして我ら
 石垣を築くこと能はずと一我らの敵は言ひ彼等が知すまた見
 ざる間に我ら其中に入りこれを殺してその工事を止めんと二又
 彼らの邊に住るユダヤ人來る時は我らに告て言ふ汝ら我らの所
 に歸らざるべからずと其事十次に及べり三是に因て我石垣
 の後の顯露なる低き處に民を置き劍鎗または弓を持せてその
 宗族にしたがひて之をそなふ四我觀めぐり起て貴き人々およ

び牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ汝ら彼等のために懼る
 る勿れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子
 女子のため妻および家のために戦かへよと五我らの敵おのが
 事の我らに知れたるをききておのが謀計を神に破られたるを
 聞しによりて我ら皆石垣に歸り各々その工事をなせり六其時
 より後わが僕半は工事に操作き半は鎗楯弓などを持て鎧を着
 たり牧伯等はユダの全家の後にありき七石垣を築く者および
 荷を負ひはこぶ者は各々片手もて工事を爲し片手に武器を執り
 一八築建者はおのおのその腰に劍を帶て築き建つ又喇叭を吹
 く者は我傍にあり一九我貴き人々および牧伯等ならびにその
 餘の民に告て云ふ此工事は大にして廣ければ我儕石垣にありて
 彼此に相離ること遠し二〇何處にもあれ汝ら喇叭の音のきこゆ
 るを聞ば其處に奔あつまりて我らに就け我らの神われらのため
 に戦ひたまふべしと二我ら斯して工事をなしけるが半の者は
 東雲の出るより星の現はるるまで鎗を持をれり三當時われ亦
 民に言らく皆おのおのその僕とともにエルサレムの中に宿り夜
 は我らの防守となり晝は工事をとむべしと三而して我もわ
 が兄弟等もわが僕も我らに從がふ防守の人々もその衣服を脱す
 水を汲に出るにも皆武器を執れり

第五章一茲に民その妻とともにその兄弟なるユダヤ人にむかひ
 て大に叫べり二或人言ふ我儕および我らの男子女子は多し我ら
 穀物を得食ふて生ざるべからず三或人は言ふ我らは我らの田畑

葡萄酒および家をも質となすなり既に饑に迫れば我らに穀物を獲させよ四 或は言ふ我らは我らの田畝および葡萄酒をもて金を貸て王の租税を納む五 然ど我らの肉も我らの兄弟の肉と同じく我らの子女も彼らの子女と同じ視よ我らは男子女子を人に伏従はせて奴隸となす我らの女子の中すでに人に伏従せし者もあり如何とも爲ん方法なし其は我らの田畝および葡萄酒は別の人の有となりたればなりと六 我は彼らの叫および是等の言を聞て大に怒れり七 是において我心に思ひ計り貴き人々および牧伯等を責てこれに言けるは汝らは各々その兄弟より利息を取るなりと而して我かれらの事につきて大會を開き八 彼らに言けるは我らは異邦人の手に賣れたる我らの兄弟ユダヤ人を我らの力にしたがひて贖へり然るにまた汝等は己の兄弟を賣んとするやいかで之をわれらの手に賣るべけんやと彼らは黙して言なかり九 我また言けるは汝らの爲すところ善らず汝らは我らの敵たる異邦人の誹謗をおもひて我儕の神を畏れつつ事をなすべきに非ずや一〇 我もわが兄弟および僕等も同じく金と穀物とを貸て利息を取ことをなす願くは我らこの利息を廢ん一一 請ふ汝ら今日にも彼らの田畝葡萄酒橄欖園および家を彼らに還しまた彼らに貸あたへて金穀物および酒油などの百分の一を還ること を廢よと二 彼ら即ち言けるは我ら之を還すべし彼らに何を も要めざらん汝の言るごとく我ら然なすべしと是に於て我祭司を 呼び彼らをして此言のごとく行なふといふ誓を立しめたり三

而して我わが胸懐を打拂ひて言ふ此言を行はざる者をば願くは神は是のごとく凡て打拂ひてその家およびその業を離れさせたまへ即ちその人は斯打拂はれて空しくなれかしと時に會衆みなアーメンと云てエホバを讚美せり而して民はこの言のごとくに行へり四 且また我がユダの地の總督に任せられし時より即ちアルタシヤユダ王の二十年より三十二年まで十二年の間は我もわが兄弟も總督の受へべき禄を食ざりき五 わが以前にありし舊の總督等は民に重荷を負せてパンと酒とを是より取り其外にまた銀四十シケルを取れり然のみならずその僕等も亦民を圧せり然ども我は神を畏るるに因て然せざりき六 我は反てこの石垣の工事に身を委ね我儕は何の田地をも買しこと無し我僕等は皆かしこに集りて工事をなせり七 且また我席にはユダヤ人および牧伯等百五十人あり其外にまた我らの周圍の異邦人の中より我らに來れる者等もありき八 是をもて一日に牛一匹肥たる羊六匹を備へ亦鶏をも許多備へ十日に一回種々の酒を多く備へたり是ありしかどもこの民の役おもきに因て我は總督の受くべき禄を要めざりき九 わが神よ我が此民のために爲る一切の事を憶ひ仁慈をもて我をあしらひ給へ

第六章 サンバラテ、トビヤおよびアラビヤ人ガシムならびにその餘の我らの敵我が石垣を築き終りて一の破壊も遣らずと聞り(然どその時は未だ門に扉を設けざりしなり)三 是においてサンバラテとガシム我に言つかはしけるは來れ我らオノの平野な

る某の村にて相會せんとその實は我を害せんと思ひしなり三我
 すなはち使者を彼らに遣はして言らく我は大なる工事をなし居
 れば下りゆくことを得ずなんぞ工事を離れ汝らの所に下りゆき
 てその間工事を休ますべけんやと四彼ら四次までは是のごとく我
 に言遣はしけるが我は何時もなくのごとくに答へたり五是に
 おいてサンバラテまた五次目にその僕を前のごとく我に遣はせ
 り其手には封ぜざる書を携さふ六その文に云く國々に言傳ふ
 ガシムもまた然いふ汝はユダヤ人とともに叛かんとして之がた
 めに石垣を築けり而して汝はその王とならんとすとその言とこ
 る是のごとし七また汝は預言者を設けて汝の事をエルサレムに
 宣しめユダに王ありと言しむといひ傳ふ恐くはその事この言の
 ごとく王に聞えん然ば汝いま來れ我ら共に相議らんとハ我すな
 はち彼に言つかはしけるは汝が言るとき事を爲し事なし惟な
 んち之を己の心より作りいだせるなりと九彼らは皆われらを懼
 れしめんとせり彼ら謂らく斯なさは彼ら手弱りて工事を息べけ
 れば工事成ざるべしと今ねがはくは我手を強くしたまへ一〇か
 くて後我メヘタベルの子デラヤの子シマヤの家に往しに彼閉こ
 もり居て言らく我ら神の室に到りて神殿の内に相會し神殿の
 戸を閉おかん彼ら汝を殺さんとて來るべければなり必す夜のう
 ちに汝を殺さんとて來るべしと一我言けるは我ごとき人いか
 で逃べけんや我ごとき身にして誰か神殿に入て生命を全うする
 ことを爲んや我は入しと二我曉れるに神かれを遣はしたまひ

しに非ず彼が我にむかひて此預言を説しはトビヤとサンバラテ
 彼に賄賂したればなり三彼に賄賂せしは此事のためなり即ち
 我をして懼れて然なして罪を犯さしめ惡き名を我に負する種を
 得て我を辱しめんとてなりき四わが神よトビヤ、サンバラテお
 よび女預言者ノアデヤならびにその他の預言者など凡て我を
 懼れしめんとする者等を憶えてその行爲に報をなしたまへ一五
 石垣は五十二日を歴てエルルの月の二十五日に成就せり一六我
 らの敵皆これを聞きければ我らの周圍の異邦人は凡て怖れ大に
 面目をうしなへり其は彼等この工事は我らの神の爲たまひし者
 なりと曉りたればなり一七其頃ユダの貴き人々しばしば書をト
 ビヤにおくれりトビヤの書もまた彼らに來れり一八トビヤはア
 ラの子シカニヤの婿なるをもてユダの中に彼と盟を結べる者多
 かりしが故なりトビヤの子ヨハナンも亦ベレキヤの子メシユラ
 ムの女子を妻に娶りたり一九彼らはトビヤの善行を我前に語り
 また我言を彼に通せりトビヤは常に書をおくりて我を懼れし
 めんとせり

第七章一石垣を築き扉を設け門を守る者謳歌者およびレビ人
 を立るにおよびて二我わが兄弟ハナニおよび城の宰ハナニヤ
 をしてエルサレムを治めしむ彼は忠信なる人にして衆多の者に
 超りて神を畏る者なり三我かれらに言ふ日の熱くなるまでは
 エルサレムの門を啓くべからず人々の立て守りる間に門を閉
 させて汝らこれを堅うせよ汝らエルサレムの民を番兵に立て

各々にその所を守らしめ各々にその家と相對ふ處を守らしめよ
 と四邑は廣くして大なりしかどもその内の民は寡くして家は未
 だ建ざりき五我神はわが心に貴き人々牧伯等および民を集めて
 その名簿をしらぶる思念を起さしめたまへり我最先に上り來り
 し者等の系圖の書を得て見にその中に書して曰く六往昔パ
 ビロンの王ネブカデネザルに虜へられパビロンに遷されたる者
 のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダに上りおのおの
 己の邑に歸りし此州の者は左の如し是皆ゼルバベル、エシユ
 ア、ネヘミヤ、アザリヤ、ラアミヤ、ナハマニ、モルデカイ、ピ
 ルシヤン、ミスペレテ、ビグワイ、ネホム、パアナ等に隨ひ來れ
 り七そのイスラエルの民の人数は是のごとしハパロシの子孫二
 千百七十二人九シパテヤの子孫三百七十二人一〇アラの子孫
 六百五十二人一一エシユアとヨアブの族たるパハテモアブの
 子孫二千八百十八人一二エラムの子孫千二百五十四人一三ザッ
 トの子孫八百四十五人一四ザツカイの子孫七百六十八人一五ピン
 ヌイの子孫六百四十八人一六ベバイの子孫六百二十八人一七ア
 ズガデの子孫二千三百二十二人一八アドニカムの子孫六百六
 十七人一九ビグワイの子孫二千六十七人二〇アデンの子孫六百
 五十五人二一ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人二二ハシユム
 の子孫三百二十八人二三ベザイの子孫三百二十四人二四ハリフ
 の子孫百十二人二五ギベオンの子孫九十五人二六ベテレヘムお
 よびネトパの人百八十八人二七アナトテの人百二十八人二八ベ

テアズマウテの人四十二人二九キリアテヤリム、ケヒラおよびベ
 エロテの人七百四十三人三〇ラマおよびゲバの人六百二十
 一人三一ミクマシの人百二十二人三二ベテルおよびアイの人百
 二十三人三三他のネボの人五十二人三四他のエラムの民千二一
 百五十四人三五ハリムの民三百二十一人三六エリコの民三百四
 十五人三七ロド、ハデテおよびオノの民七百二十一人三八セナア
 の子孫三千九百三十人三九祭司はエシユアの家のエダヤの子孫
 九百七十三人四〇インメルの子孫千五百一十二人四一パシユルの
 子孫一千二百四十七人四二ハリムの子孫一千七十七人四三レビ人
 はホデワの子等エシユアとカデミエルの子孫七十四人四四
 謳歌者はアサフの子孫百四十八人四五門を守る者はシャルム
 の子孫アテルの子孫タルモンの子孫アツクブの子孫ハテタの
 子孫シヨバイの子孫百三十八人四六ネテ二人はジハの子孫ハス
 パの子孫タバオテの子孫四七ケロスの子孫シアの子孫パドンの
 子孫四八レバナの子孫ハガバの子孫サルマイの子孫四九ハナンの
 子孫ギデルの子孫ガハルの子孫五〇レアヤの子孫レチンの子孫
 ネコダの子孫五一ガザムの子孫ウザの子孫パセアの子孫五二ベサ
 イの子孫メウニムの子孫ネフセシムの子孫五三バクブクの子孫
 ハクパの子孫ハルホルの子孫五四バツリテの子孫メヒダの子孫
 ハルシヤの子孫五五バルコスの子孫シセラの子孫テマの子孫五六
 ネチアの子孫ハテパの子孫等なり五七ソロモンの僕たりし者等
 の子孫は即ちソタイの子孫ソベレテの子孫ペリダの子孫五八ヤ

アラの子孫ダルコンの子孫ギデルの子孫五九シパテヤの子孫ハツテルの子孫ボケレテハツゼバィムの子孫アモンの子孫六〇ネテ二人とソロモンの僕たりし者等の子孫とは合せて三百九十二人六またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アドンおよびインメルより上り來れる者ありしがその宗家とその血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざりき六二是すなはちデラヤの子孫トビヤの子孫ネコダの子孫にして合せて六百四十二人六三祭司の中にホバヤの子孫ハツコヅの子孫バルジライの子孫ありバルジライはギレアド人バルジライの女を妻に娶りてその名を名りしなり六四是等の者系圖に載る者等の中にその籍を尋ねたれども存在ざりき是故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり六五テルシヤタ即ち之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言ひ六六會衆あはせて四萬二千三百六十八人六七この外にその僕婢七千三百三十七人謳歌男女二百四十五人あり六八その馬七百三十六匹その騾二百四十五匹六九駱駝四百三十五匹驢馬六千七百二十匹七〇宗家の長の中工事のために物を納めし人々ありテルシヤタは金一千ダリク鉢五十祭司の衣服五百三十襲を施して庫に納む七一また宗家の長數人は金一萬ダリク銀三千二百斤を工事のために庫に納む七二その餘の民の納めし者は金二萬ダリク銀二千斤祭司の衣服六十七襲なりき七三かくて祭司レビ人門を守る者謳歌者民等ネテ二人およびイスラエル人すべて

その邑々に住りノイスラエルの子孫かくてその邑々に住みをして七月にいたりぬ
第八章一茲に民みな一人のごとくになりて水の門の前なる廣場に集り學士エズラに請てエホバのイスラエルに命じたまひしモーセの律法の書を携へきたらんことを求めたり二この日すなはち七月一日祭司エズラ律法を携へ來りてその集りを男女および凡て聽て了ることを得るところの人々の前に至り三水の門の前なる廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前にこれを誦めり民みな律法の書に耳を傾く四學士エズラこの事のために預て設けたる木の臺の上に立たりしがその傍には右の方にマツタテヤ、シマ、アナヤ、ウリヤ、ヒルキヤおよびマアセヤ立をり左の方にペダヤ、ミサエル、マルキヤ、ハシユム、ハシバダナ、ゼカリヤおよびメシユラム立をる五エズラ一切の民の目の前にその書を開けり（彼一切の民より高きところに立たり）かれが開きたる時に民みな起あがり六エズラすなはち大神エホバを祝しければ民みなその手を擧て應へてアーメン、アーメンと言ひ首を下げ地に俯伏てエホバを拜めり七アシユア、パニ、セレビヤ、ヤミン、アツクブ、シヤベタイ、ホデヤ、マアセヤ、ケリタ、アザリヤ、ヨザバテ、ハナン、ペラヤおよびレビ人等民に律法を了らしめたり民はその所に立をる八彼等その書に就て神の律法を朗かに誦み且その意を解あかしてその誦ところを之に了らしむ九時にテルシヤタたるネヘミヤ祭司たる

學士エズラおよび民を教ふるレビ人等一切の民にむかひて此日は汝らの神エホバの聖日なり哭くなかれ泣なかれと言ひ其は民みな律法の言を聴て泣たればなり一〇而して彼らに言けるは汝ら去て肥たる者食ひ甘き者を飲め而してその備をなし得ざる者に之を分ちおくれ此日は我らの主の聖日なり汝ら憂ふことをせざれエホバを喜ぶ事は汝らの力なるぞかしと一レビ人も亦一切の民を靜めて言ふ汝ら黙せよ此日は聖きぞかし憂ふる勿れと二一切の民すなはち去りて食ひかつ飲み又人に分ちおくりて大なる喜悅をなせり是はその誦きかされし言を了りしが故なり三その翌日一切の民の族長等祭司およびレビ人等律法の語を學ばんとて學士エズラの許に集り來り四律法を視るにエホバのモーセによりて命じたまひし所を録して云く七月の節會にはイスラエルの子孫茅廬に居るべしと一五又云く一切の邑々及びエルサレムに布傳へて言べし汝ら山に出ゆき橄欖の枝油木の枝烏枯の枝棕櫚の枝および茂れる木の枝を取りきたりて録されたるごとくに茅廬を造れと一六是において民出ゆきて之を取きたり各々その家の屋背の上あるひはその庭あるひは神の室の庭あるひは水の門の廣場あるひはエフライムの門の廣場に茅廬を造れり一七虜はれゆきて歸り來りし會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居りヌンの子ヨシユアの日より彼日までにイスラエルの子孫おこなひし事なし是をもてその喜悅はなはだ大なりき一八初の日より終の日までエズラ日々に神の律法の

書を通り人衆七日の間節筵をおこなひ第八日にいたり例にしたがひて聖會を開けり
第九章一その月の二十四日にイスラエルの子孫あつまりて斷食し麻布を纏ひ土を蒙れりニイスラエルの裔たる者一切の異邦人とはなれ而して立て己の罪と先祖の愆とを懺悔し三皆おのがその處に立てこの日の四分の一をもてその神エホバの律法の書を誦み他の四分の一をもて懺悔をなしその神エホバを拜めり四時にエシユア、バニ、カデミエル、シバニヤ、ブンニ、セレビヤ、バニケナニ等レビ人の臺に立ち大聲を擧てその神エホバに呼はれり五斯てまたエシユア、カデミエル、バニ、ハシヤブニヤ、セレビヤ、ホデヤ、セバニヤ、ペタヒヤなどのレビ人言けらく汝ら起あがり永遠より永遠にわたりに在す汝らの神エホバを讚よ汝の尊き御名は讚べきかな是は一切の讚にも崇にも遠く超るなり六汝は唯なんぢのみエホバにまします汝は天と諸天の天およびその萬象地とその上的一切の物ならびに海とその中の一切の物を造り之をことごとく保存せたまふなり天軍なんぢを拜す七汝はエホバ神にまします汝は在昔アブラムを撰みてカルデアのウルより之を導きいだしアブラハムといふ名をこれにつけ八その心の汝の前に忠信なるを觀そなはし之に契約を立てカナン人ヘテ人アモリ人ペリジ人エブス人およびギルガシ人の地をこれに與へその子孫に授けんと宣まひて終に汝の言を成たまへり汝は實に義し九汝は我らの先祖がエジプトにて艱難を受るを鑒

みその紅海の邊にて呼はり叫ぶを聴いれ一〇異兆と奇蹟とをあらはしてパロとその諸臣とその國の庶民とを攻たまへりそれはかれらは傲りて我らの先祖等を攻しことを知たまへばなり而して汝の名を揚たまへること尚今日のごとし一汝はまた彼らの前にあたりて海を分ち彼らをして早ける地を踏て海の中を通らしめ彼らを追ふ者をば石を大水に投いるごとくに淵に投いたまひ二また晝は雲の柱をもて彼らを導き夜は火の柱をもて其往べき路を照したまひき三汝はまたシナイ山の上に降り天より彼らと語ひ正しき例規および眞の律法善き法度および誠命を之に授け四汝の聖安息日を之に示し汝の僕モーセの手によりて誠命と法度と律法を之に命じ五天より食物を之に與へてその餓をとどめ磐より水を之がために出してその渴を濕し且この國をなんぢらに與へんと手を擧て誓ひ給ひしその國に入これを獲べきことをかれらに命じたまへり六然るに彼等すなはち我らの先祖みづから傲りその項を強くして汝の誠命に聽したがはず一七聽従ふことを拒み亦なんぢが其中にて行ひたまひし奇蹟を憶はず還てその項を強くし悖りて自ら一人の首領を立てその奴隸たりし處に歸らんとせり然りて雖も汝は罪を赦す神にして恩恵あり憐憫あり怒ること遅く慈悲厚くましまして彼らを棄たまはざりき一八また彼ら自ら一箇の犢を鑄造りて是は汝をエジプトより導き上りし汝の神なりと謂て大に震怒をひきおこす事を行ひし時にすら一九汝は重々も憐憫を垂て彼らを荒野に

棄たまはず晝は雲の柱その上を離れずして之を遂に導き夜は火の柱離れずして之を照しその行べき路を示したりき二〇汝はまた汝の善霊を賜ひて彼らを訓へ汝のmanaを常に彼らの口にあたへまた水を彼らに與へてその渴をとどめ二一四十年の間かれらを荒野に養ひたまれば彼らは何の缺る所もなくその衣服も古びずその足も腫ざりき二二而して汝諸國諸民を彼らにあたへて之を各々に分ち取しめ給へりかれらはシホンの地へシホンの王の地およびバシヤンの王オグの地を獲たり二三斯てまた汝は彼らの子孫を増て空の星のごなくならしめ前にその先祖等に入て獲よと宣まひたる地に之を導きいりたまひしかば四則ちその子孫入てこの地を獲たり斯て汝この地にすめるカナン人をおれらの前に打伏せその王等およびその國の民をかれらの手に付して意のままに之を待はしめたまひき五斯りしかば彼ら堅固なる邑々および膏腴なる地を取り各種の美物の充る家鑿井葡萄園橄欖園および許多の菓の樹を獲乃ち食ひて飽き肥太り汝の大なる恩恵に沾ひて樂みたりしが二六尚も悖りて汝に叛き汝の律法を後に抛擲己を戒しめて汝に歸らせんとしたる預言者等を殺し大に震怒を惹おこす事を行なへり二七是に因て汝かれらをその敵の手に付して窘しめさせたまひしが彼らその艱難の時に汝に呼はりければ汝天より之を聽て重々も憐憫を加へ彼らに救ふ者を多く與へて彼らをもその敵の手より救はせたまへり二八然るに彼らは安を獲の後復も汝の前に惡き事を行ひ

しかば汝かれらをその敵の手に棄おきて敵にこれを治めしめたまひけるが彼ら復立歸りて汝に呼はりたれば汝天よりこれを聞き憐憫を加へてしは彼らを助け九彼らを汝の律法に引もどさんとして戒しめたまへり然りと雖も彼らは自ら傲りて汝の誠命に聽したがはず汝の例規（人のこれを行はば之によりて生べしといふ者）を犯し肩を聳かし項を強くして聽くことをせざりき○斯りしかど汝は年ひさしく彼らを容しおき汝の預言者等に由て汝の靈をもて彼らを戒めたまひしが彼等つひに耳を傾けざりしに因て彼らを國々の民等の手に付したまへり○されど汝は憐憫おほくして彼らを全くは絶さず亦彼らを棄たまふことをも爲たまはざりき汝は恩恵あり憐憫ある神にましませばなり○然ば我らの神大にして力強く且畏るべくして契約を保ち恩恵を施こしたまふ御神ねがはくはアッスリヤの王等の日より今日にいたるまで我儕の王等牧伯等祭司預言者我らの先祖汝の一切の民等に臨みし諸の苦難を小き事と觀たまはざれ○我らに臨みし諸の事につきては汝義く在せり汝の爲たまひし所は誠實にして我らの爲しとては悪かりしなり○我らの王等牧伯等祭司父祖等は汝の律法を行はず汝が用ひて彼らを戒しめたまひしその誠命と證詞に聽従はざりき○即ち彼らは己の國に居り汝の賜ふ大なる恩恵に沾ひ汝が與へてその前に置たまひし廣き膏腴なる地にありける時に汝に事ふることを爲す又ひるがへりて自己の惡き業をやむる事もせざりしなり○三六 嗚呼われ

らは今日奴隸たり汝が我らの先祖に與へてその中の產物およびその中の佳物を食はせんとしたまひし地にて我らは奴隸となりるこそはかなけれ○三七 この地は汝が我らの罪の故によりて我らの上に立たたまひし王等のために衆多の產物を出すなり且また彼らは我らの身をも我らの家畜をも意のままに左右することを得れば我らは大難の中にあるなり○三八 此ももるもの事のため我ら今堅き契約を立てこれを書しるし我らの牧伯等我らのレビ人我らの祭司これに印す

第一〇章 印を捺る者はハカリヤの子テルシヤタ、ネヘミヤおよびゼデキヤニセラヤ、アザリヤ、エレミヤニパシユル、アマリヤ、マルキヤ、四ハツトシ、シバニヤ、マルク五ハリム、メレモテ、オバデヤ六ダニエル、ギネットン、バルク七メシユラム、アビヤ、ミヤミンハマアシア、ビルガ、シマヤ等は祭司なり九レビ人は即ちアザニヤの子エシユア、ヘナダデの子ピンヌイ、カデミエル○ならびに其兄弟シバニヤ、ホデヤ、ケリタ、ペラヤ、ハナンニミカ、レホブ、ハシヤビヤニザツクル、セレビヤ、シバニヤニホデヤ、バニ、ベニヌ四民の長たる者はパロシ、パハテモアブ、エラム、ザツト、バニ五ブンニ、アスカデ、ベバイニ六アドニヤ、ビグワイ、アデンニセアテル、ヒゼキヤ、アズルニハホデヤ、ハシユム、ベザイニ九ハリフ、アナトテ、ノバイニ〇マグリピアシ、メシユラム、ヘジルニメシザベル、ザドク、ヤドアニニペラテヤ、ハナン、アナニヤニホセア、ハナニヤ、ハシユブ

二四 八口ヘシ、ピルハ、シヨベクニ五レホム、ハシヤブナ、マアセ
 ヤニニアヒヤ、ハナン、アナンニモマルク、ハリム、バアナンニハそ
 の餘の民祭司レビ人門をまもる者謳歌者ネテ二人ならびに都
 て國々の民等と離れて神の律法に附る者およびその妻その男子
 女子など凡そ事を知り辨まふる者は二九 皆その兄弟たる貴き
 人々に附したがひ呪詛に加はり誓を立て云く我ら神の僕モー
 セによりて傳はりし神の律法に歩み我らの主エホバの一切の
 誠命およびその例規と法度を守り行はん三〇 我らは此地の民等
 に我らの女子を與へじ亦われらの男子のために彼らの女子を娶
 らじ三二 比地の民等たとひ貨物あるひは食物を安息日に携へ來
 りて賣んとするとも安息日または聖日には我儕これを取じ又七
 年ごとに耕作を廢め一切の負債を免さんと三三 我らまた自ら例
 を設けて年々にシケルの三分の一を出して我らの神の室の用と
 なし三三 供物のパン常素祭常燔祭のため安息日月朔および節會
 の祭物のため聖物のためイスラエルの贖をなす罪祭および我
 らの神の家の諸の工のために之を用ゐることを定む三四 また我
 ら祭司レビ人および民籤を撃き律法に記されたるごとく我らの
 神エホバの壇の上に焚べき薪木の禮物を年々定まれる時にわ
 れらの宗家にしたがひて我らの神の室に納むる者を定め三五 か
 つ誓ひて云ふ我らの産物の初および各種の樹の果の初を年々
 エホバの室に携へきたらん三六 また我らの子および我らの
 獸畜の首出および我らの牛羊の首出を律法に記されたること

く我らの神の室に携へ來りて我らの神の室に事ふる祭司に交し
 三七 我らの麥粉の初われらの學祭の物各種の樹の果および香油
 を祭司の許に携へ到りて我らの神の家の室に納め我らの産物
 の什一をレビ人に與へんレビ人は我らの一切の農作の邑におい
 てその什一を受べきものならばなり三八 レビ人什一を受る時には
 アロンの子孫たる祭司一人そのレビ人と偕にあるべし而してま
 たレビ人はその什一の十分の一を我らの神の家に携へ上りて
 府庫の諸室に納むべし三九 即ちイスラエルの子孫およびレビ
 の子孫は穀物および香油の擧祭を携さへいたり聖所の器皿お
 よび奉事をする祭司門を守る者謳歌者などが在るところの室
 に之を納むべし我らは我らの神の家を棄じ
 第一章 民の牧伯等はエルサレムに住りその餘の民もまた籤
 を撃き十人の中よりして一人宛を聖邑エルサレムに來りて住
 しめその九人を他の邑々に住しめたり二 又すべて自ら進でエル
 サレムに住んと言ふ人々は民これを祝せり三 イスラエル祭司レ
 ビ人ネテ二人およびソロモンの臣僕たりし者等の子孫すべてユ
 ダの邑々にありておのおのその邑々なる自己の所有地に住を
 り此州の貴き人々のエルサレムに住をりし者は左のごとし四 即
 ちユダの子孫およびベニヤミンの子孫のエルサレムに住る者は
 是なりユダの子孫はウジヤの子アタヤ、ウジヤはゼカリヤの子
 ゼカリヤはアマリヤの子アマリヤはシパテヤの子シパテヤはマ
 ハラレルの子是はペレズの子孫なり五 又バルクの子マアセヤと

いふ者ありバルクはコロホゼの子コロホゼはハザヤの子ハザヤはアダヤの子アダヤはヨヤリブの子ヨヤリブはゼカリヤの子ゼカリヤはシロ二人の子なり六ペレズの子孫のエルサレムに住る者は合せて四百六十八人にして皆勇士なり七ベニヤミンの子孫は左のごとしメシユラムの子サル、メシユラムはヨエデの子ヨエデはペダヤの子ペダヤはコラヤの子コラヤはマアセヤの子マアセヤはイテエルの子イテエルはエサヤの子なり八その次はガバイおよびサライなどにして合せて九百二十八人九ジクリの子ヨエルかれらの監督たりハツセヌアの子ユダこれに副ぶて邑を治む一〇祭司はヨヤリブの子エダヤ、ヤキン一および神の室の宰セラヤ、セラヤはヒルヤキの子ヒルヤキはメシユラムの子メシユラムはザドクの子ザドクはメラヨテの子メラヨテはアヒトブの子なり二殿の職事をするその兄弟八百二十二人あり又アダヤといふ者ありアダヤはエロハムの子エロハムはペラリヤの子ペラリヤはアムジの子アムジはゼカリヤの子ゼカリヤはパシホルの子パシホルはマルキヤの子なり三アダヤの兄弟たる宗家の長二百四十二人あり又アマシサイといふ者ありアマシサイはアザリエルの子アザリエルはアハザイの子アハザイはメシレモテの子メシレモテはイシメルの子なり四その兄弟たる勇士二百二十八人ありハツゲドリムの子ザブデエル彼らの監督たり五レビ人はハシユブの子シマヤ、ハシユブはアズリカムの子アズリカムはハシヤビヤの子ハシヤビヤはブンニの

子なり六またシヤベタイおよびヨザバデあり是等はレビ人の長にして神の室の外の事を掌どれり七またマツタニヤといふ者ありマツタニヤはミカの子ミカはザブデの子ザブデはアサフの子なりマツタニヤは祈禱の時に感謝の詞を唱へはじむる者なり彼の兄弟の中にてバクブキヤといふ者かれに次り又アブダといふ者ありアブダはシヤンマの子シヤンマはガラルの子ガラはエドトンの子なり八聖邑にあるレビ人は合せて二百八十四人九門を守る者アツクブ、タルモンおよびその兄弟等合せて百七十二人あり皆門々にありて伺守ることをせり一〇その餘のイスラエル人祭司およびレビ人は皆ユダの一切の邑々にありて各々おのれの産業に居り二但しネテ二人はオペルに居りチハ及びギシバ、ネタ二人を統ぶ三エルサレムにをるレビ人の監督はウジといふ者なりウジはバニの子バニはハシヤビヤの子ハシヤビヤはマツタニヤの子マツタニヤはミカの子なり是は謳歌者なるアサフの子孫なりその職務は神の室の事にかかはる三王より命令ありて是らの事を定め謳歌者に日々定まれる分を與へしむ四ユダの子ゼラの子孫メシザベルの子ペタヒヤといふ者王の手に屬して民に關る一切の事を取あつかへり五又村莊とその田圃につきてはユダの子孫の者キリアテアルバとその郷里テボンとその郷里およびエカブジエルとその村莊に住み六エシユア、モラダおよびベテペレテに住み七ハザルシユアルおよびベエルシバとその郷里に住み八チクラグおよびメ

コナとその郷里に住み二九 エンリンモン、ザレア、ヤルムテに住み三〇 ザノア、アドラムおよび其等の村莊ラキシとその田野およびアゼカとその郷里に住り斯かれらはベエルシバよりヒンノムの谷までに天幕を張り三二 ベニヤミンの子孫はまたゲバよりしてミクマシ、アヤおよびベテルとその郷里に住み三三 アナトテ、ノブ、アナニヤ三三 ハゾル、ラマ、ギツタイム三四 ハデデ、ゼボイム、ネバラテ五五 ロド、オノ工匠谷に住り三六 レビ人の班列のユダにある者の中ベニヤミンに合せし者もありき

第二章一 シャルテルの子ゼルバベルおよびアシユアと偕に上りきたりし祭司とレビ人は左のごとしセラヤ、エレミヤ、エズラニアマリヤ、マルク、ハツトシ三三 シカニヤ、レホム、メレモテ四一ド、ギンネットイ、アビヤ五ミヤミン、マアデヤ、ビルガ六シマヤ、ヨヤリブ、エダヤ七サライ、アモク、ヒルキヤ、エダヤ是等の者はアシユアの世に祭司およびその兄弟等の長たりき八またレビ人はアシユア、ビンヌイ、カデミエル、セレビヤ、ユダ、マツタニヤ、マツタニヤはその兄弟とともに感謝の事を掌どれり九またその兄弟バクブキヤおよびウンノ之と相對ひて職務をなせり一〇 エシユア、ヨアキムを生みヨアキム、エリアシブを生みエリアシブ、ヨイアダを生み二ヨイアダ、ヨナタンを生みヨナタン、ヤドアを生り三ヨアキムの日に祭司等の宗家の長たりし者はセラヤの族にてはメラヤ、エレミヤの族にてはハナニヤ三三 エズラの族にてはメシユラム、アマリヤの族にてはヨハナ

三四 マルキの族にてはヨナタン、シバニヤの族にてはヨセフ五八リムの族にてはアデナ、メラヨテの族にてはヘルカイ一六一ドの族にてはゼカリヤ、ギンネットン膳長にてはメシユラム七アビヤの族にてはジクリ、ミニヤミンの族モアデヤの族にてはビルタイ一八ビルガの族にてはシヤンマ、シマヤの族にてはヨナタン一九ヨヤリブの族にてはマツテナイ、エダヤの族にてはウジ二〇サライの族にてはカライ、アモクの族にてはエベル三ヒルキヤの族にてはハシヤビヤ、エダヤの族にてはネタンエル三エリアシブ、ヨイアダ、ヨハナンおよびヤドアの日にレビ人の宗家の長等冊に録さる亦ベルシヤ王ダリヨスの治世に祭司等も然せらる三三 宗家の長たるレビ人はエリアシブの子ヨハナンの日まで凡て歴代志の書に記さる四レビ人の長はハシヤビヤ、セレビヤおよびカデミエルの子エシユアなりその兄弟等これと相對ひて居る即ち彼らは班列と班列とあひむかひ居り神の人ダビデの命令に本づきて讚美と感謝とをつとむ五マツタニヤ、バクブキヤ、オバデヤ、メシユラム、タルモン、アツクブは門を守る者にして門の内の府庫を伺ひ守れり二六 是等はヨザダクの子エシユアの子ヨアキムの日に在り總督ネヘミヤおよびユダの祭司エズラの日に在りし者なり二七 エルサレムの石垣の落成せし節會に當りてレビ人をその一切の處より招きてエルサレムに來らせ感謝と歌と鑼と瑟と琴とをもて歡喜を盡してその落成の節會を行はんとす二八 是において謳歌ふ徒輩エルサレムの周圍の

窪地くぼちおよびネトパ人の村々むらより集りあつま来りきた二九 またベテギルガル
 およびゲバとアズマウテとの野のより集りあつま来りきたこの謳歌者等
 はエルサレムの周圍まわりに己の村々むらを建たりたてき三〇 茲に祭司さいしおよび
 レビ人身びとみを潔きよめまた民たみおよび諸の門いしと石垣いしがきとを潔きよめければ三
 我われすなはちユダの牧伯等つかさたちをして石垣いしがきの上うへに上らしめ又二の大
 なる隊くみを作り設まうけて之これに感謝かんしゃの詞ことばを唱となへて並進ならびすすましむ即ちそ
 の一は糞ふんの門もんを指さして石垣いしがきの上うへを右みぎに進めり三三 その後あとにつきて
 進める者ものはホシヤヤおよびユダの牧伯つかさの半なみ三三 ならびにアザリ
 ヤ、エズラ、メシラム三四 ユダ、ベニヤミン、シマヤ、エレミ
 ヤなりき三五 又祭司またさいしの徒とも數人たすか喇叭ふえを吹ふけ伴ともあり即ちヨナタン
 の子こゼカリヤ、ヨナタンはシマヤの子こシマヤはマツタニヤの子
 マツタニヤはミカヤの子こミカヤはザツクルの子こザツクルはアサ
 フの子こなり三六 またゼカリヤの兄弟あにいシマヤ、アザリエル、ミララ
 イ、ギライ、マイイ、ネタンエル、ユダ、ハナニ等らありて神の
 人ひとダビデの樂器がくきを執とり學士がくしエズラこれに先まだつ三七 而して彼ら
 泉いづみの門もんを經へただちに進すすみて石垣いしがきの山口のほづちに於あいてダビデの城しろの
 段階たんがいより登のぼりダビデの家いへの上うへを過すぎ東の方水かたみづの門もんに至いたり三八
 また今いま一隊いんしやくの感謝かんしゃする者ものは彼らかれに對むかひて進すすみ我われは民たみの半なみととも
 にその後あとに従したがり而して皆石垣みないしがきの上うへを行ゆき爐かまど戊樓やぐらの上うへを過すぎ
 て石垣いしがきの廣ひろき處ところにいたり三九 エフライムの門もんの上うへを通とほり舊門ふるもんを
 過すぎ魚うしの門もんおよびハナニエルの戌樓やぐらとハンメアの戌樓やぐらを過すぎ
 の門もんに至いたり牢ひちやの門もんに立たちどまり四〇 かくて二隊ふたくみの感謝かんしゃする者もの神

の室いへにいりて立たり我われもそこにたち牧伯等つかさたちの半なみわれと偕ともにありき
 四一 また祭司さいしエリアキム、マアセヤ、ミニヤミン、ミカヤ、エリ
 ヨエナイ、ゼカリヤ、ハナニヤ等ら喇叭ふえを執とり居をり四二 マアセヤ、シ
 マヤ、エレアザル、ウジ、ヨナハン、マルキヤ、エラム、エゼル
 之これと偕ともにあり謳歌うたがぶ者もの聲こゑ高たかくうたへりエズラヒヤはその監督かんく
 なりき四三 斯かくしてその日ひみな大なる犠牲いけにえを献さげて喜よろこびを盡つくせり
 其そのは神かみかれらをして大おほいに喜よろこび樂たのませたまひたればなり婦女をんな
 小兒こどもまでも喜よろこび是これをもてエルサレムの喜よろこびの聲こゑとほくまで聞き
 えわたりぬ四四 その日ひ府庫ふくろのすべての室へやを掌つかさどるべき人々ひとを撰えら
 びて擊祭きさいの品しなほ初物はつものおよび什し一いつなど律法おきてに定さむるところの祭司さいしと
 レビ人びととの分ぶんを田圃たはたに准したがひて取とりあつめてすべての室へやに
 いることを掌つかさどらしむ是これは祭司さいしおよびレビ人の立たて奉つかふるをユ
 ダ人ひと喜よろこびたればなり四五 彼らかれは神かみの職守つとめおよび潔齋きよめの職守つとめ
 勤つとむ謳歌うたが者ものおよび門もんを守る者ものも然しかり皆みなダビデとその子こソロモ
 ンの命令めいれいに依よる四六 在昔むかしダビデおよびアサフの日ひには謳歌者うたがもの
 長一人ちやうひとりありて神かみに讚美さんび感謝かんしゃをたてまつる事ことありき四七 またゼル
 バベルの日ひおよびネヘミヤの日ひにはイスラエル人ひとみな謳歌者うたがもの
 と門もんを守る者ものに日々ひびの分ぶんを與あたへまたレビ人に物ものを聖別きよめて與あたへレ
 ビ人びとまたこれを聖別きよめてアロンの子孫こひごに與あたへ
 第一三章一 その日ひモーセの書ふみを讀よみて民たみに聽きしめけるに其中そのなかに録しる
 して云いふアンモン人ひとおよびモアブ人ひとは何時いつまでも神かみの會くわいに入いべ
 からず二 是こゝは彼らかれパンと水みづをもてイスラエルの子孫こひごを迎むかはず

して還て之を誼はせんとてバラムを備ひたりしが故なり斯りしかども我らの神はその呪詛を變て祝福となしたまへりと三衆人この律法を聞いてのち糺りたる民を盡くイスラエルより分ち離てり四はより先我らの神の家の室を掌れる祭司エリアシブといふ者トビヤと近くなりたれば五彼のために大なる室を備ふ其室は元來素祭の物乳香器皿および例によりてレビ人謳歌者門を守る者等に與ふる穀物酒油の什一ならびに祭司に與ふる擧祭の物を置し處なり六當時は我エルサレムに居ざりき我はバビロンの王アルタシヤスタの三十二年に王の所に往たりしが數日の後王に暇を乞て七エルサレムに來りエリアシブがトビヤのために爲たる惡事すなはちかれがために神の家の庭に一の室を備へし事を詳悉にせり八我はなほだこれを憂ひてトビヤの家の器皿をことごとくその室より投いだし九頓て命じてすべてを潔めさせ而して神の家の器皿および素祭乳香などを再び其處に携へいれたり一〇我また查へ觀しにレビ人そのづくべき分を與へられざりきこの故に其職務をなす所のレビ人および謳歌者等々々おのれの田に奔り歸りぬ二是において我何故に神の室を棄させしやと言て牧伯等を詰り頓てまたレビ人を招き集めてその故の所に立しめたり三斯りしかばユダ人みな穀物酒油の什一を府庫に携へ來れり三その時我祭司シレミヤ學士ザドクおよびレビ人ペダヤを府庫の有司とし之にマツタニヤの子ザツクルの子ハナンを副て庫をつかさどらしむ彼らは忠信

なる者と思はれたればなり其職は兄弟等に分配るの事なりき一四わが神よ此事のために我を記念たまへ我神の室とその職のために我が行ひし善事を拭ひ去たまはざれ五當時われ觀しにユダの中に安息日に酒榨を踏む者あり麥束を持ちたりて驢馬に負するあり亦酒葡萄無花果および各種の荷を安息日にエルサレムに携へいるあり我かれらが食物を鬻ぎをる日に彼らを戒しめたり一六彼處にまたツロの人々も住をりしが魚および各種の貨物を携へりて安息日にユダの人々に之を鬻ぎかつエルサレムにて商賣せり一七是において我ユダの貴き人々を詰りて之に言ふ汝ら何ぞ此惡き事をなして安息日を潰すや一八汝らの先祖等も斯おこなはざりしや我らの神これが爲にこの一切の災禍を我らとこの邑とに降したまひしにあらざるに汝らは安息日を潰して更に大なる震怒をイスラエルに招くなりと一九而して安息日の前の日エルサレムの門々暗くならんとする頃ほひに我命じてその扉を閉させ安息日の過ぎるまで之を開くべからずと命じ我僕數人を門々に置て安息日に荷を携へいる事なからしめたり二〇斯りしかば商賣および各種の品を賣る者等一一二回エルサレムの外に宿れり三我これを戒めてこれに言ふ汝ら石垣の前に宿るは何ぞや汝等もし重ねて然なれば我なんぢらに手をかけんと其時より後は彼ら安息日には來らざりき三我またレビ人に命じてその身を潔めさせ來りて門を守らしめて安息日を聖くす我神よ我ために此事を記念し汝の大なる仁慈

をもて我を憫みたまへ三當時われアシドト、アンモン、モアブ
 などの婦女を娶りしユダヤ人を見しに四その子女はアシドト
 の言語を半雜へて言ひユダヤ人の言語を言ことあたはず各國の
 言語を雜へ用ふ三五我彼等を詰りまた詰りその中の數人を撻ち
 その毛を抜き神を指て誓はしめて言ふ汝らは彼らの男子におの
 が女子を與ふべからず又なんぢらの男子あるひはおのれ自身の
 ために彼らの女子を娶るべからず六是らの事についてイスラ
 エルの王ソロモンは罪を獲たるに非ずや彼がごとき王は衆多の
 國民の中にもあらずして神に愛せられし者なり神かれをイスラ
 エル全國の王となしたまへり然に尚ほ異邦の婦女等はこれに
 罪を犯さしめたり七然ば汝らが異邦の婦女を娶りこの一切の
 大惡をなして我らの神に罪を犯すを我儕聽し置べけんや八
 祭司の長エリアシブの子ヨイアダの一人の子はホロ二人サンバ
 ラテの婿なりければ我これを逐出して我を離れしむ九わが神
 よ彼らは祭司の職を汚し祭司およびレビ人の契約に背きたり彼
 らのことを忘れたまふ勿れ三〇我かく人衆を潔めて異邦の物を
 盡く棄しめ祭司およびレビ人の班列を立て各々その職務に服せ
 しめ三また人衆をして薪柴の禮物をその定まる期に獻げしめ
 かつ初物を奉つらしむ我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひた
 まへ